

政治倫理についての各会派の意見

1. テーマについての意見(政治倫理に関する調査を委員会で進めていくにあたり、なにをテーマとするべきか)

会派名	意見
自民	政治倫理全般
共産	区議会における(対職員も含む)ハラスメントに関すること。
立憲	まずは、目下課題となっているハラスメントに焦点を絞り、調査、研究を進めるべきと考える。ただし、同時に、そもそも「政治倫理」とは何かについて改めて学ぶ機会等を否定するものではない。
公明	「政治倫理基準の明確化」 政治倫理は、単なる道徳ではなく、政治家が職業上持つべき責任や行動規範であり、個人の姿勢や判断だけでなく、政治に携わる者が守るべき基準である。法令による規制の是非が議論されることもあるが、政治倫理は政治活動における重要な指針となることから、まず議員が遵守すべき「政治倫理基準」を明文化し、その内容や範囲を明確にすることを調査研究してはどうか。
杉並	ハラスメントを含む政治倫理全般を対象とするべきである。 杉並区議会には、杉並区議会基本条例があるが、昨今、議会においてその主旨に反すると思える行為があると認識している。特に第5条(1)及び(2)については早急に、十分に反芻し順守するよう心がける機会を持つべきものと考える。
維新	ハラスメントだけでなく、権限や地位の濫用、職員や公務員に対する不当な働きかけ等、政治倫理全般を対象にするのが望ましい。
無都・国民	江東区では令和7年5月23日に開催された令和7年第1回臨時会において、「江東区議会議員政治倫理条例」が全会一致で可決されました。 これまで江東区議会では政治倫理の明文化及び議員の倫理意識の向上への取組等について協議するため、令和5年6月20日に「政治倫理に関する検討会」を設置、合計15回にわたり検討が進められてきました。 協議の過程の中で全議員を対象とした議員研修会が2回開催され、議員が守るべき政治倫理や議員のコンプライアンス等について理解を深めたとのことです。また外部有識者及び区民からの意見聴取も実施されています。 江東区では令和5年から約2年の時間を掛け、議員への研修、外部有識者、区民への聴取がされています。 このような、他区の状況を参考として政治倫理全般を対象。
安心	かねてから、他の議員より聞いてきた「客観的な話」であるが、暴言やハラスメント的発言も問題だが、服装、質疑中の議席からの野次など課題は多岐にわたるものと思われる。 従って「政治倫理」が、当委員会の「議会改革」に含めて検討していくには、やはり時間的にやりきれないよう感じる。 改めて、来年から「政治倫理検討委員会」などと設置して、専任で話し合うことも考えるべきではないか。
無	調査については政治倫理全般について行うものとし、その後、調査過程を通じて把握した内容に基づき当区に何が必要か検討を進めていくことが望ましいと考えています。
fr	不法行為、ルール・マナーについて

2. どのような目的でなにから取り組んでいくべきかについての意見(1で回答したテーマについて)

会派名	意見
自民	有識者による勉強会(委員外議員を募り全議員対象)
共産	議員や職員がハラスメントに関してどのような課題認識を持っているのかを把握するため、まずはハラスメントに関するアンケート調査をおこなったり、ハラスメントに関する学習会をおこない意識をアップデートすること。 また、他自治体の議会ハラスメント条例制定に関する経過や取り組みの状況の視察などをおこなうのが良いのではないかと思います。
立憲	この間議会の中で、議員と職員間、また議員間の言動においてのハラスメントが話題に上ることが多かった。 まずは現状把握を目的としてアンケート等の調査を実施すること、併せて、意識啓発とハラスメント防止を目的とし、勉強会や研修会、視察などを実施すべき。その上で、必要に応じて条例や指針の策定を検討すればよいと考える。
公明	将来的に基準の実効性を担保するための条例等の制定を視野に、他自治体の事例の研究や有識者からの意見を聞くことを行ってはと考える。
シ杉	先進自治体に視察に行くことについては、さまざまな意見がある。そこでまずは、東京都の条例制定に関する検討委員会に提出された以下資料を読むことからを提案する。 政治倫理条例は20年ほど前に策定ブームがあつて、それから、もう忘却された存在になつてましたが、SNS時代を迎えて必要性が増したと思います。資料はそれを反映したものになっています。 https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/images/pdf/investigation/political-ethics/21-06-3.pdf 『2025年4月16日 議員政治倫理条例について 立命館大学駒林良則』。 なお、条例の制定を目的に進めてもらいたい。というのは、制定には少なくとも1年以上かかる。現区議会には、すでに懲罰特別委員会やハラスメント講習受講の蓄積があるので、その知見をもとに進めていくことで成立は可能であると考える。もし新生議会に送るとなると、一から始めることになり、結局4年間の期間が必要になると考える。
維無	目的：条例の策定 取組：研修、視察など。
無都 ・ 国民	条例の策定を目的として政治倫理に関する検討会を設置すべきと考えます。 条例の制定を目的とした場合は、検討会を立ち上げ、全議員が研修会などの開催により政治倫理への理解を深める、外部有識者や広く区民への聴取も行うべきと考えます。
安心	この指針の決定についても、まずは政治倫理に関して他の自治体の例などの詳細を調べることが必要ではないか。 「条例や指針」を制定することは良いとは思うが、政治家として、例えば「そのような懸念がある」とか、単に議員の役割として「区民からの意見」などとして伝えて言った内容が「それは倫理に反する」と指摘され、自身が「罰せられる立場」になる可能性もあるのではないかと懸念するところである。 また「視察や研修」については事の性質からして委員だけが参加し考えることが適当なのかどうか、全員で参加し、考えていくべきではないかと思う。 しかし、政治倫理を遵守し、すでに理解しているような議員だけが出席し、学習すべき者が欠席すれば、実施する意義は失われる。おそらく当区の場合、それが実現しないであろうと思われる。
無	(1) まず学識経験者を参考人にお招きするなどして政治倫理に係る共通の知見を深め、そのうえで当区に必要と思われる取組を検討する。 (2) その後、当区の実情にあった自治体の視察またはオンラインを通じた調査活動を行う。
fr	政党機関紙の庁内販売の実態調査、不適切な服装について